

2月多治米サロンご案内



～相続登記の義務化について～



令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

早めの相続登記、対策が必要です。
大切なお話です。

みなさんお気軽にご参加ください！

ええ機会じゃけえ
聞きに行ってみよ
うかな～

2025年
日時 **2月19日(水)**
13:30～15:00
場所 多治米交流館 2階 集会室
内容 相続登記の義務化について
講師 広島法務局福山支局

担当班 多治米4・5班



多治米学区にお住まいの方なら各種団体へ入会・未加入かかわらず、どなたでも参加できます。初めての方も大歓迎でお待ちしております！

* 多治米学区まちづくり推進委員会 *
* 多治米学区福祉を高める会・ボランティアの会 *